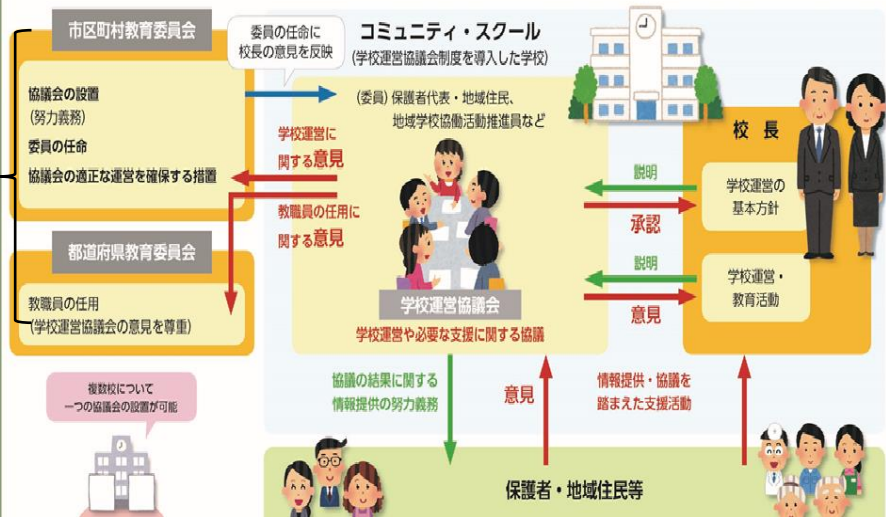


学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の住民の方々が学校運営に参画できるよう  
**平成30年度より、全府立学校に学校運営協議会を設置します。**

※学校運営協議会を設置する学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

大阪府教育委員会が行う



文部科学省HPより

＜国の動き＞  
 平成27年12月  
 「中央教育審議会答申」  
 ・学校運営協議会の設置を努力義務化  
 ・コミュニティ・スクールの推進  
 平成29年4月  
 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正  
 ・学校運営協議会の設置を努力義務とする

＜府の動き＞  
 平成12年～  
 各校の状況に応じて、学校協議会設置を推進  
 平成15年  
 全府立学校に学校協議会が設置された  
 平成24年8月  
 「学校協議会」が府立学校条例による設置となる

学校協議会を  
 学校運営協議会に移行します

大阪府の学校運営協議会について

	学校協議会	学校運営協議会
法的根拠	府立学校条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 学校運営協議会の設置等に関する規則（新規策定）
設置	課程ごとに設置できる	学校ごとに設置 但し、分校は本校とは別に設置できる 複数の課程のある学校は、課程ごとに部会を設置できる※
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民</li> <li>保護者</li> <li>学識経験者</li> <li>その他の関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民</li> <li>保護者</li> <li>学校の運営に資する活動を行う者（同窓会、後援会、近隣の企業等）</li> <li>学識経験者</li> <li>その他の関係者</li> </ul>
役割	①校長に対して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営計画</li> <li>学校評価</li> <li>保護者からの意見の調査審議（教員の授業その他の教育活動）</li> <li>その他校長が必要と認める事項</li> </ul>	①校長に対して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営計画</li> <li>学校評価</li> <li>保護者からの意見の調査審議（教員の授業その他の教育活動）</li> <li>学校の運営全般について</li> </ul> ②「基本的な方針」の承認 <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校経営計画」のめざす学校像</li> <li>「学校経営計画」の中期的目標</li> </ul> ③職員の任用に関して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本的な方針」に資する事項（特定の個人に係るものを除く）</li> <li>大阪府公立学校教職員人事方針等に反しない限度において、意見を取り扱う</li> </ul>

学校運営協議会Q&A

※全日制・定時制のある学校はそれぞれ「部会」を設置でき、部会を中心に運営する

**Q 学校運営協議会になって何が変わるのですか？**  
 A 保護者や地域の住民の方々に、より学校運営に参画していただくこととなります。具体的には、学校運営の基本的な方針を承認することと、任用に関する意見を言うことができるようになります。

**Q 任用に関する意見については、どの程度言えるのですか？**  
 A 例えば、基本的な方針に「部活動の活性化」がある場合、「部活動指導に実績のある人がほしい」等の意見を言うことができます。個人を特定する意見を言うことはできません。

**Q 大阪府公立学校教職員人事方針等とはどんなものですか？**  
 A 人事に関する基本的な方針、人事の取扱い要領を定めためので、詳しくは府のHP※で見ることができます。

**Q 委員の任命はどこがするのですか？**  
 A 校長・准校長の推薦を受けて教育委員会が任命します。任期は2年、再任は2回までとします。年齢は原則70歳まで、兼務は4校までとします。

※ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/jinji-kihonhoujin/index.html>